住所　大阪府東大阪市池島町１丁目６番52号
林悟　昭和16年12月７日生
李正子　昭和20年７月26日生
住所　兵庫県たつの市揖保川町袋尻224番地
察秀菊　昭和36年７月14日生
住所　兵庫県姫路市余部区上余部50番地１
察愛菊　昭和32年８月１日生
馬莉娜　昭和55年５月11日生
住所　京都府宇治市大久保町大竹48番地
李陽子　昭和57年３月18日生
住所　大阪府貝塚市津田南町18番10号
辛康明　昭和60年８月26日生
住所　奈良県大和郡山市観音寺町２番地１
姜雅浩　昭和61年２月３日生
住所　大阪市生野区生野東４丁目１番12―904号
李正吉　昭和31年９月17日生
李月子　昭和36年１月26日生
李嘉奈　平成３年３月７日生
李耀　平成８年７月11日生
住所　大阪市生野区勝山北４丁目９番45号
金美叡　昭和51年11月25日生
住所　大阪市生野区舎利寺２丁目２番12号
金功士　昭和51年２月５日生
住所　大阪市城東区東中浜１丁目13番28号
梁玉子　昭和23年８月14日生
住所　札幌市東区北32条東13丁目１番13―201号
方雪梅　昭和45年４月14日生
住所　岐阜市五坪２丁目１番３―12号
王頌良　昭和49年６月30日生
住所　千葉県袖ケ浦市奈良輪239番地３
エディット・マニムティム・トヨダ　昭和56年９月９日生
住所　千葉市中央区千葉寺町９番地
金正枝　昭和49年11月14日生
住所　千葉県市川市市川南３丁目10番13号
金惠蓮　昭和52年12月19日生
住所　京都府亀岡市千代川町小林下戸40番地１
秋東吾　昭和50年９月25日生
住所　東京都墨田区石原１丁目１番２―1002号
朴光博　昭和52年12月９日生
住所　東京都小金井市緑町２丁目12番13号
高維亮　平成元年12月５日生
住所　東京都調布市西つつじヶ丘１丁目14番地１
申るみ子　昭和27年11月25日生
住所　岐阜市鏡島西１丁目３番56号
強暁憲　昭和47年７月８日生
住所　三重県四日市市泊町１番13号
金健一　昭和23年５月24日生
徐順子　昭和22年３月２日生
住所　三重県四日市市大字西阿倉川916番地２
金美華　昭和49年12月12日生
住所　三重県四日市市道分２丁目３番18号
金李華　昭和51年９月29日生
住所　東京都品川区大井１丁目52番６―201号
金愛華　昭和53年７月22日生
住所　千葉県富里市七栄650番地423
セーラ・マリー・トヤマ　昭和55年７月20日生
住所　大分県中津市大字大貞366番地３
李徳一　昭和45年７月４日生
住所　東京都八王子市散田町５丁目32番３号
エンリィケ・オラシオ・タマナハ　昭和23年４月28日生
リディア・シマブクロ・デ・タマナハ　昭和34年２月７日生
ジェルマン・ヒトシ・タマナハ　平成４年10月９日生
住所　東京都立川市高松町３丁目29番７号
尹正弘　昭和49年５月29日生
住所　東京都八王子市明神町４丁目２番２号
マリア・レメディオス・ゴンザレス・オオムラ　昭和42年11月４日生
住所　東京都立川市曙町１丁目32番42号
崔忠生　昭和24年３月26日生

**○外務省告示第四百十号**

平成二十三年十二月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億千六百万円
3　署名者

| | |
|---|---|
| 日本側 | 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 |
| 国際連合児童基金側 | ピーター・クローリー在アフガニスタン事務所代表 |

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

**○外務省告示第四百十一号**

平成二十三年十二月十二日にウィシャンで、第二次クルガンチュベ―ドゥスティ間道路改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次クルガンチュベ―ドゥスティ間道路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十八億八千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで
4　署名者

| | |
|---|---|
| 日本側 | 今橋啓介在タジキスタン大使館大使 |
| タジキスタン側 | ハムラーハン・ザリフィ外務大臣 |

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

**○外務省告示第四百十二号**

キルギス共和国政府及びコスタリカ共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を、それぞれ、平成二十二年十一月十五日及び平成二十三年四月六日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年七月三十一日にキルギス共和国について、また、同年十二月十四日にコスタリカ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十三年七月五日付け及び同年十一月二十四日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

**○外務省告示第四百十三号**

平成二十三年十一月二十八日にブラジリアで、商用目的の数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書の署名が行われ、同覚書にいう措置は、平成二十四年一月一日から実施される。

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

商用目的の数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、

両国の友好関係を強化するとの両国の希望を考慮し、

両国の国民の間の接触を奨励し及び容易にすることを希望して、

それぞれの国の法令に従い、日本国における商用訪問者のための短期滞在査証及びブラジル連邦共和国における商用査証に関する次の措置をとり及び維持する意図を考慮して、

次の共通の認識に到達した。

1　(a)　日本側は、日本国に入国することを希望するブラジル国民の商用訪問者であって、継続して九十日を超えない期間、商用目的で一時的に滞在する意図を有するものに対して、日本側の定める条件により、最長三年間有効な数次入国査証を発給することができる。

(b)　ブラジル側は、ブラジルに入国することを希望する日本国民の商用訪問者であって、最初の入国の日から、継続して年間九十日を超えない期間、商用目的で一時的に滞在する意図を有するものに対して、ブラジル側の定める条件により、最長三年間有効な数次入国査証を発給することができる。

2　(a)　日本側は、日本国の法令に従い、ブラジル国民の商用訪問者の日本国における最長の滞在期間を決定することができる。

(b)　ブラジル側は、日本国民の商用訪問者がブラジルにおける滞在期間を更に九十日間更新することを許可することができる。この場合において、滞在期間の合計は、最長で年間百八十日となる。

3　双方は、申請日からできる限り速やかに当該査証申請を処理するよう努める。

4　前記の諸措置は、外交上の経路を通じて双方により相互に決定される日から実施される。

5　双方は、査証手続の更なる簡素化のための措置を検討するための協議を継続する。

二千十一年十一月二十八日にブラジリアで、日本語、ポルトガル語及び英語により、それぞれ原本二通に署名した。

日本国政府のために
三輪昭

ブラジル連邦共和国政府のために
エドゥアルド・リカルド・グラジローニ・ネト

**○外務省告示第四百十四号**

アルバニア共和国政府は、昭和四十八年十月二日にハーグで作成された「扶養義務の準拠法に関する条約」の加入書を平成二十三年八月二十九日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年十一月一日にアルバニア共和国について効力を生じた。

（平成二十三年九月二十一日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎